

平成 27 年 6 月 25 日

各位

会社名 野村アセットマネジメント株式会社
代表者名 CEO 兼執行役社長 渡邊 国夫
(管理会社コード 13064)
問い合わせ先 商品企画部長 渡部 昭裕
TEL(03)3241-9511

上場 ETF の「新投資口予約権証券」に係る約款変更のお知らせ

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

上場 ETF の約款変更について下記の通り決定いたしましたのでご連絡致します。

謹白

<記>

[投資信託約款に係る上場 ETF の名称 (括弧内は銘柄コード)]

NEXT FUNDS 南アフリカ株式指数・FTSE/JSE Africa Top40 連動型上場投信 (1323)
NEXT FUNDS ロシア株式指数・RTS 連動型上場投信 (1324)
NEXT FUNDS ブラジル株式指数・ボベスパ連動型上場投信 (1325)
金価格連動型上場投資信託 (1328)
NEXT FUNDS 日経平均ダブルインバース・インデックス連動型上場投信 (1357)
NEXT FUNDS NASDAQ-100[®]連動型上場投信 (1545)
NEXT FUNDS ダウ・ジョーンズ工業株30種平均株価連動型上場投信 (1546)
NEXT FUNDS タイ株式 SET50 指数連動型上場投信 (1559)
NEXT FUNDS FTSE ブルサ・マレーシア KLCI 連動型上場投信 (1560)
NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信 (1570)
NEXT FUNDS 日経平均インバース・インデックス連動型上場投信 (1571)
NEXT FUNDS インド株式指数・CNX Nifty 連動型上場投信 (1678)
NEXT FUNDS 日経・東商取白金指数連動型上場投信 (1682)
NEXT FUNDS NOMURA 原油インデックス連動型上場投信 (1699)

[変更の内容]

有価証券の指図範囲に新投資口予約権証券を加えます。(次頁以降の「新旧対照表」をご参照ください。)

[変更の理由]

平成 26 年 12 月 1 日施行の「金融商品取引法」(以下「金商法」といいます。)の改正等に伴い、金商法第 2 条第 1 項各号に規定される有価証券に新たに「新投資口予約権証券」が加えられたことを受け、対応を検討した結果、各ファンドの約款変更を行う必要があると判断したために変更するものです。

[約款変更と書面決議の手続き等]

上記につきましては、重大な約款変更には該当しないため、書面による決議または異議申立手続きは行っていません。

[変更の日程]

平成 27 年 7 月 31 日 内閣総理大臣への約款変更の届出日
平成 27 年 8 月 3 日 約款変更日

[当該投資信託約款変更に係る新旧対照表]

1.

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(運用の指図範囲) 第●条 <略> 1. ～14. <略> 15. <u>投資証券、新投資口予約権証券</u>または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。） <以下略></p>	<p>(運用の指図範囲) 第●条 <同左> 1. ～14. <同左> 15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。） <同左></p>

<対象上場 ETF>

NEXT FUNDS 南アフリカ株式指数・FTSE/JSE Africa Top40 連動型上場投信（第 21 条）
NEXT FUNDS ロシア株式指数・RTS 連動型上場投信（第 21 条）
NEXT FUNDS ブラジル株式指数・ボベスパ連動型上場投信（第 21 条）
NEXT FUNDS タイ株式 SET50 指数連動型上場投信（第 18 条）
NEXT FUNDS FTSE ブルサ・マレーシア KLCI 連動型上場投信（第 18 条）

2.

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(運用の指図範囲) 第 25 条 <略> 1. ～3. <略> 4. <u>投資証券、新投資口予約権証券</u>または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。） <以下略></p>	<p>(運用の指図範囲) 第 25 条 <同左> 1. ～3. <同左> 4. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。） <同左></p>

<対象上場 ETF>

金価格連動型上場投資信託

3.

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(運用の指図範囲) 第 18 条 <略> 1. ～9. <略> 10. <u>投資証券、新投資口予約権証券</u>または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。） <以下略></p>	<p>(運用の指図範囲) 第 18 条 <同左> 1. ～9. <同左> 10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。） <同左></p>

<対象上場 ETF>

- NEXT FUNDS 日経平均ダブルインバース・インデックス連動型上場投信
- NEXT FUNDS NASDAQ-100[®]連動型上場投信
- NEXT FUNDS ダウ・ジョーンズ工業株30種平均株価連動型上場投信
- NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信
- NEXT FUNDS 日経平均インバース・インデックス連動型上場投信

4.

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(運用の指図範囲) 第 18 条 <略> 1. ～8. <略> 9. <u>投資証券、新投資口予約権証券</u>または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。） <以下略></p>	<p>(運用の指図範囲) 第 18 条 <同左> 1. ～8. <同左> 9. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。） <同左></p>

<対象上場 ETF>

- NEXT FUNDS インド株式指数・CNX Nifty 連動型上場投信
- NEXT FUNDS 日経・東商取白金指数連動型上場投信
- NEXT FUNDS NOMURA 原油インデックス連動型上場投信

以上